

# 県連小速報

令和3年度 No 2

8月20日発行

広島県連合小学校長会事務局

広島市東区光町一丁目 11-5-1003

TEL082-263-6381 FAX082-262-3822

E-Mail: kenrensho@do8.enjoy.ne.jp

## 👁️ 県連小第2回理事会を開催 👁️

7月6日(火)午後2時から、第2回理事会が広島市東区民文化センターで開催されました。

開会に先立って、広島県教育委員会義務教育指導課情報教育担当 主任指導主事 半田 裕二 様から、「授業改善について（デジタル機器の活用）」と題して指導講話をいただきました。

ありがとうございました。

続いて日本教育公務員弘済会広島支部・庄野英憲専任幹事様より「教育団体研究助成金」30万円が贈呈され、宮本会長が礼を述べました。

理事会は、宮本会長のあいさつ、各委員長からの活動状況報告に続いて、空本副会長が議長となって、第



68回中国地区小学校長会教育研究大会広島大会について、第1回中国地区理事會・研修會について、不祥事防止対策について等、協議しました。

県連小理事会は、不祥事防止対策特別委員会も兼ねて開催しています。

## 👁️ 県市連絡協議会 👁️



ご承知のとおり、今年度から、広島県連合小学校長会と広島市小学校長会は、県内においては、組織上分離して活動することになりました。

「両校長会が、教育研究、その他必要な事項について審議するとともに、情報の共有を図る」ことを目的として『広島県連合小学校長会と広島市小学校長会連絡協議会（略称「県市連絡協議会」）』を開催することを分離前に締結した『覚書』に明記し、分離後も密接な関係を築くことを確認しました。

そして、第1回県市連絡協議会を6月22日（火）に開催しました。両校長会長のあいさつ、自己紹介の後、各校長会の活動方針・研究主題、不祥事防止の取組、コロナ禍における教育活動等、協議や情報交換を行いました。

両会長のあいさつでは、異口同音に分離後も緊密に連携を行う旨のことが述べられ、和気あいあいとした大変和やかな雰囲気の中で会が進みました。



## ☆ 第1回中国地区小学校長会理事会・研修会並びに連絡協議会について ☆

前号でもお伝えしましたとおり、広島県連合小学校長会は、今年度、中国地区小学校長会の幹事県となり、大会を主幹するとともに、年3回の「理事会・研修会」を開催します。



「第1回理事会・研修会並びに連絡協議会」を7月30日（金）に、開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「理事会・研修会」はZoom会議システムを活用しリモートで行い、5部会に分かれて行う「情報交換会」は書面開催としました。

広島県連合小学校長会は、事務局では密になるので、Wi-Fi接続が可能な貸会議室を借りて、会議に参加しました。

理事会では、令和3年度から5年度までの研究大会についての協議や、申し合わせ事項等の確認を行いました。その後、次のような内容で、情報交換等を行いました。

- 35人学級化と教科担任制・専科教育の充実に向けた加配等の状況について
- GIGAスクール構想実現に向けた取組の進捗状況について
- 新型コロナウイルス感染症対策について



## ☆ 全連小各種委員会調査について ☆

全国連合小学校長会には、次のとおり部・委員会があります。

### 対策部

- ・教職員定数改善等委員会
- ・教育環境整備等委員会
- ・教員養成委員会
- ・働き方・処遇改善委員会

### 調査研究部

- ・教育課題委員会
- ・教育課程委員会
- ・人材育成委員会
- ・人権教育委員会
- ・特別支援教育委員会
- ・健全育成委員会

### 庶務部

### 会計部

### 広報部



対策部，調査研究部に所属する 10 委員会が，例年，この時期に委員会調査を行います。今年度も 120 名の校長先生に調査を依頼し，回答が届いています。調査対象校の校長先生，大変お忙しい中，ご協力，ありがとうございます。

これらの調査結果は，様々な要望を行うための基礎資料として，また全連小としての提言の作成に，さらには今後の在り方の検討，研究実践に役立つ資料作成等に，生かされます。

全連小が作成した要望書は，全連小のホームページに掲載されています。

<https://www2.schoolweb.ne.jp/weblog/files/1350002/doc/191676/4926136.pdf>

要望書は関係省庁に役員が直接持参されます。

教職員定数改善等委員会，教員養成委員会，働き方・処遇改善委員会の 3 委員会を除くの 7 つ委員会と基金管理運営委員会の計 8 委員会に，中国地区から各 1 名所属し，2 年ごとのローテーションで所属委員会が決まっています。令和 2～3 年度，県連小からは人権教育委員会に所属しています。